

○福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

〔平成19年5月10日〕  
選管訓令第1号

平成21年4月1日選管訓令第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条－第7条）
- 第3章 会議（第8条－第12条）
- 第4章 委員長の職務権限（第13条・第14条）
- 第5章 事務局（第15条－第19条）
- 第6章 文書の処理等（第20条・第21条）
- 第7章 告示及び公印（第22条・第23条）
- 第8章 委任（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

（委員長の選挙）

第2条 福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。

2 委員会は、前項の選挙において、福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

4 委員長及び第4条に定める委員長の代理が共にいないときは、年長の委員が、臨時にその職務を行う。

（委員長の任期）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が委員又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに至ったときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長は、法第187条第3項の規定による委員（以下「委員長職務代理者」という。）を、あらかじめ指定しておかななければならない。

2 委員長職務代理者の任期は、その指定をした委員長の任期間とする。ただし、その委員長が欠けたときは、新たに委員長が選任されるまでの間なおその職務を行うものとする。

3 第1項の指定があった場合は、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（委員及び委員長の退職）

第5条 委員が退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

2 委員長の辞職願は、委員長職務代理者に提出しなければならない。

（所属党派の変更等に関する届出）

第6条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に所属し若しくはその属する政党その他の政治団体に変更があったときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

（委員の退職及び補充の場合の告示）

第7条 委員が辞任したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第3章 会議

（委員会の招集）

第8条 委員会の招集は、委員長の委員に対する通知によりこれを行う。

2 前項の通知は、招集の日時、場所及び議題を記載した文書をもって、開会の日7日前までに行う。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 委員は、法第188条後段の規定により、委員会の招集を請求しようとするときは、議案を付した文書を委員長に提出しなければならない。

（欠席の届出）

第9条 委員長又は委員が委員会に出席することができないときは、委員長にあっては職務代理者に、委員にあっては委員長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。

（関係者の出席と説明の聴取）

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

（会議録の調製）

第11条 委員長は、事務局の書記をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長が署名しなければならない。

（委員会の議事）

第12条 本章に規定するもののほか、委員会の開閉、議案の審議、議決等委員会の議事に関しては、福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の例による。

第4章 委員長の職務権限

（委員長の担当事務）

第13条 委員長の担当事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会の議決すべき事案について、その議案を提出すること。
- (2) 委員会の開閉及び議事に関すること。
- (3) 委員会の議決を執行すること。
- (4) 職員の任命及び服務に関すること。

（委員長の専決処分）

第14条 委員長は、委員会の権限に属する事項でその議決により特に指定したものは専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

#### 第5章 事務局

##### （事務局の設置）

第15条 委員会に事務局を置き、委員会に関する事務を処理する。

##### （職）

第16条 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。

- 2 事務局長は、広域連合の事務局長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、広域連合の事務局次長をもって充てる。
- 4 書記は、広域連合の総務課の職員をもって充てる。

（平21規則1・全改）

##### （職務）

第17条 事務局長は、委員長の命を受け、職員を指揮監督し、委員会及び事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、上司の命を受け、委員会に関する事務に従事する。

（平21訓令1・追加）

##### （職員の服務等）

第18条 この規程に定めるもののほか、職員の分限、懲戒及び服務に関しては、広域連合の例による。

（平21訓令1・旧第17条線下）

##### （事務局の事務）

第19条 事務局は、次の事務を処理する。

- (1) 公印及び書類の保管に関すること。
- (2) 委員会に令達された予算の経理に関すること。
- (3) 委員会の庶務に関すること。

（平21訓令1・旧第18条線下）

#### 第6章 文書の処理等

##### （文書の決裁）

第20条 起案文書は、事務局長を経て、委員長の決裁を受けなければならない。ただし、委員長が指定したもの及び事務局の事務に係るものについては、事務局長がこれを専決することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、文書の決裁については、福井県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合訓令1号）の例による。

（平21訓令1・旧第19条線下・一部改正）

##### （文書の取扱い）

第21条 文書の取扱い及び処理については、福井県後期高齢者医療広域連合文書規程（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合訓令第3号）の例による。

（平21訓令1・旧第20条線下）

#### 第7章 告示及び公印

##### （告示）

第22条 委員会の告示は、福井県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の例による。

（平21訓令1・旧第21条線下）

（公印）

第23条 公印は朱印とし、その名称、ひな型、書体、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

（平21訓令1・旧第22条線下）

#### 第8章 委任

（委任）

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

（平21訓令1・旧第23条線下）

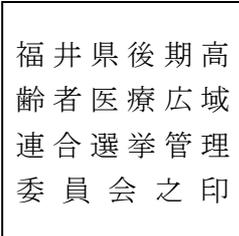
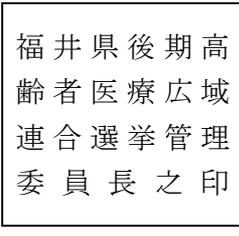
#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年選管訓令第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 別表（第23条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	使用区分	保管者	個数
福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会印	てん書体	方21		選挙管理委員会名をもってするとき。	事務局次長	1
福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長印	てん書体	方21		選挙管理委員会委員長名をもってするとき。	事務局次長	1
福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会事務局長印	てん書体	方21		選挙管理委員会事務局長名をもってするとき。	事務局次長	1